

Q1 定款には「毎事業年度1回〇月又は〇月に通常総会を招集する。」と規定しているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から総会を延期することは可能か。

A 可能です。

森林組合及び森林組合連合会の通常総会については、森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）第58条及び第109条第3項において「通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない」と規定されています。また、生産森林組合の通常総会については、法第98条の10において「理事は、少なくとも毎年1回、通常総会を開かなければならない」と規定されています。

これは、法律上、例えば毎事業年度の終了後3か月以内といったように、決算案を付議する通常総会を特定の時期に招集することを義務付けているものではありません。他方、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「組合」という。）の定款においては、特定の時期に通常総会を開催することを定めることが通例となっていますが、組合の自治で定められたこのような規定については、天災等のような極めて特殊な事情があってもその時期に通常総会を開催しなければならないとする趣旨ではないと考えるのが合理的な意思表示です。

したがって、今般の新型コロナウイルスの感染の発生状況を踏まえ、感染拡大の防止という観点から、定款所定の時期に通常総会を開催することができなくなった場合についても、開催が可能な状況になった後、通常総会を速やかに招集すれば、法令上も定款上も問題となるものではありません。

Q 2-1 監査のスケジュールが、新型コロナウイルス感染症の影響により遅延しており、決算に係る事項を決議する通常総会は延期することは可能か。

A 可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、監査のスケジュールが遅延する中で、当初予定したスケジュールの遵守に形式的に拘泥することは、法等が確保しようとした実質的な趣旨をかえって没却することにもなりかねません。

また、政府等からの外出自粛の要請への対応が徹底されず、監査（又は「決算業務や監査業務」）等をスケジュール通り実施しようとした場合、関係者の健康と安全が害されるリスクが高まることとなります。組合は、職員や監査業務に従事する者等の安全確保に十分な配慮を行いながら運営していくことが求められています。

このため、監査等に関し、職員や監査業務に従事する者等の安全確保に十分配慮する上で、必要に応じ、監事と協議により従来と異なるスケジュールになることも想定し、決算に係る事項を決議する通常総会は延期することも考えられます。

【参考】「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会）

Q 2-2 また、本年は役員改選時期であり、一般的に現役員の任期は、定款に定める時期に通常総会を開催しなかった場合、通常総会が開催されるべき期間の満了日（定款で6月と定めている場合は6月末）に任期満了により退任することとされていることから、通常総会を延期した場合、役員が改選されないまま、現役員の任期が満了してしまうこととなる。この場合の現役員の任期はどうなるのか。

A 現役員の任期については、新型コロナウイルス感染症の影響により通常総会の開催時期を定款所定の時期から単に延期する場合については、通常総会が開催できない状況が解消された後合理的な期間内に通常総会が開催される限り、現役員の任期は延期して開催する通常総会の終結の時までとなるものと考えています。

したがって、役員改選のための総会（延期した通常総会）の終結の時に現役員は任期満了となり、新役員の任期が始まるものと考えます。

なお、模範定款例 39 条には、「役員の任期は、就任3年以内の最終の決算期に関する通常総会の終了のときまでとする。」とあることから、通常総会を延期した場合は、役員の任期も、延期した通常総会の終了までと解釈して差し支えありません。

(R2. 5. 18 更新)

Q 2 - 3 監査のスケジュールが、新型コロナウイルス感染症の影響により遅延し、当初予定していた総会の招集時点では、計算書類等について監事の監査を終了していない場合、計算書類等に係る議案と、それ以外の議案に分けて総会を開催することは可能か。

A 可能です。

監査等に関わる職員や監査業務に従事する者等の安全確保に十分配慮した監査スケジュールの確保や新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、決算に係る事項を決議する通常総会を延期することも考えられる一方で、一定の時期までに総会決議を得なければならない事情があるなどにより、計算書類に係る議案以外と、それ以外の議案に分けて総会を開催することも考えられます。

この場合、通常総会、臨時総会として別々の総会とせずの一つの総会として後日に続行（継続会※）として扱うことも可能です。ただし、継続会については森林組合法第 63 条の 3 の規定に基づき総会決議が必要であるため、当初の総会の書面決議に係る議決権行使書面の議案中に総会の続行（継続会）を含める必要があります。

また、計算書類に係る議案以外を当初の総会で決議し、計算書類に係る議案を継続会において決議する場合、当初の総会招集通知の時点では継続会の日時及び場所が確定できないことも想定されます。その場合には継続会の日時・場所が決まり次第、事前に組合員に十分な周知を図る（併せて監事の監査を受監した計算書類等を組合員に送付する）こととし、これらの事項を議長に一任する決議を得ることも許容されます。

なお、継続会として実施する場合にあっても新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面や電磁的方法による事前の議決権行使の推奨など総会会場への出席を控えるよう、組合員に対して理解を求める最大限の配慮が必要と考えます。

（※）当初の総会と継続会の間の期間については、関係者の健康と安全に配慮しながら監査の事務及び継続会の開催準備に要する期間の経過後に継続会を開催することが許容されると考えられ、許容される期間の範囲について画一的に解する必要は無いものの、その期間が余りに長期間となることは適切ではなく、株式会社における取扱等、現下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になると考えます。

(R2. 5. 18 更新)

Q 3 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、総会の招集通知等において、会場への出席を控えることを呼びかけることは可能か。

A 可能です。

総会の会場は設置するものの、新型コロナウイルスの感染拡大防止の一環として、書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内し、会場への出席を控えるよう呼びかけることは、組合員の健康に配慮した措置と考えます。

また、組合員の健康を守り、新型コロナウイルス感染拡大防止のために組合員の出席なく総会を開催することがやむを得ないと判断した場合には、その旨を総会開催通知等によりお知らせし、組合員に対して理解を求める配慮が必要と考えます。

(R2. 5. 8 更新)

Q 4 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、理事会を書面や持ち回りにより決議を行うことは可能か。

A 理事会を書面や持ち回りにより決議することはできません。

組合の理事会は、理事間の協議、意見交換により理事の知見を結集させることに重要な意味があり、会議を開かないで、持ち回りや個別的な同意によってなされる方法（書面による議決権の行使など）は、理事会の運営方法として適当ではありません。

【追記】

一方、今回の緊急事態下においては、理事会決議事項について、書面又は電磁的方法により理事全員の同意が確認された場合には、理事会決議を得たことに準じるものとしてその方針どおり実務を進めて差し支えないものとします。その場合、理事会が開催できない状況が解消された際に、書面又は電磁的方法による理事全員の同意があったことが確認された時点から効力が生じるものとする正式な理事会決議をするものとします。

Q 5-1 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、理事会をWEB会議や電話会議の方式により開催することは可能か。

A 可能です。

組合の各理事は必ずしも理事会が開催されている会場に出席する必要はなく、WEB会議方式や電話会議方式なども、「各理事の音声や画像が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」が措置されている限りにおいて、可能であると考えます。

したがって、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、上記の方式による理事会を開催することは、感染機会を減らすための工夫として、奨励することは差し支えありません。なお、電話会議方式による場合には、会場に不在の理事の携帯電話をただつないでおけばよいというものではなく、例えば、スピーカーフォンの利用などにより最低限、会話が理事全員（双方向）に即時に伝わる環境が確保された仕組みが整っているかに留意する必要があります。

また、Eメールやチャット方式の場合は、双方向性や即時性をどのように確保して運営するのか個々に判断する必要があります。

Q 5-2 その場合の議事録の記載方法や運営方法で留意すべきことはあるか。

A WEB会議方式や電話会議方式で理事会を行う場合には、この要件が満たされていることを議事録に記載する必要があります。例えば、審議に入る前には「議長は、審議に先立ち、WEB会議方式（or 電話会議方式）により、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態にあることを確認した」と、審議の終了時には「本日のWEB会議方式（or 電話会議方式）を用いた理事会は、終始異状なく議題の審議を終了した」といった記載をすることが考えられます。

Q 6 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、総会の時間を短縮すること等は可能か。

A 可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、総会の運営等に際し合理的な措置を講じることも、可能と考えます。

具体的には、組合員が会場に滞在する時間を短縮するため、事前に質問事項を取りまとめ、回答を配布するなど例年に比べて議事の時間を短くすることも考えられます。

Q7 発熱や咳などの症状を有する組合員に対し、入場を断ることや退場を命じることは可能か。

A 可能です。

新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置を実施する対象（令和2年3月14日施行）とされ、事業者及び国民は新型コロナウイルス感染症のまん延防止等に努めること（同法第4条）とされていることから、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、ウイルスの罹患が疑われる組合員の入場を制限することや退場を命じることは可能と考えます。

ただし、同法において、組合員の権限を制限する場合には必要最小限の措置でなければならない（同法第5条）とされていることにかんがみ、ウイルスの罹患が疑われる場合には、入場の制限（退場）を行う場合がある旨、総会開催通知等により事前にお知らせするなどの組合員に対する配慮が必要と考えます。

【参考1】

写

元林政経第284号
令和2年2月28日

都道府県主務部長 様

林野庁林政部
経営課長

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の通常総会の開催時期について

森林組合及び森林組合連合会の通常総会については、森林組合法（昭和53年法律第36号。以下「法」という。）第58条及び第109条第3項において「通常総会は、定款で定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない」と規定されている。また、生産森林組合の通常総会については、法第98条の10において「理事は、少なくとも毎年1回、通常総会を開かなければならない」と規定されている。

これは、法律上、例えば毎事業年度の終了後3か月以内といったように、特定の時期に決算案を付議する通常総会を招集することを義務付けているものではない。他方、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「組合」という。）の定款においては、特定の時期に通常総会を開催することを定めることが通例となっているが、組合の自治で定められたこのような規定については、天災等のような極めて特殊な事情があってもその時期に通常総会を開催しなければならないものとする趣旨ではないと考えるのが合理的な意思解釈である。

したがって、今般の新型コロナウイルスの感染の発生状況を踏まえ、感染拡大の防止という観点から、定款所定の時期に通常総会を開催することができなくなった場合についても、開催が可能な状況になった後速やかに通常総会を招集すれば、法令上も定款上も問題となるものではないので、この旨御了知の上、今後の指導等に当たられたい。

なお、通常総会の開催に当たり、感染機会を減らすための工夫として、書面による議決権の行使を奨励することは差し支えない。

【参考2】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 企業決算・監査及び株主総会の対応について

令和2年4月15日
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会

我が国企業の決算が最も集中する3月期決算業務と監査業務が進行中である現下において、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、これらの業務に大きな遅延が生じる可能性が高まっている。

関係者がこれらの業務を遂行する場合において、当初予定したスケジュールの形式的な遵守に必要以上に拘泥するときは、関係法令が確保しようとした実質的な趣旨をかえって没却することにもなりかねない。また、政府等からの外出自粛の要請への対応が徹底されない場合には、関係者の健康と安全が害されるリスクが高まることとなる。

こうした認識の下、当協議会は、関係者におかれて、以下の点を踏まえつつ、柔軟かつ適切に対応していくことを求める。

- 企業及び監査法人においては、今般、有価証券報告書、四半期報告書等の提出期限について、9月末まで一律に延長する内閣府令改正が行われること等を踏まえ、従業員や監査業務に従事する者の安全確保に十分な配慮を行いながら、例年とは異なるスケジュールも想定して、決算及び監査の業務を遂行していくことが求められること。

その際、企業においては、3月期決算の場合は、通常6月末に開催される株主総会の運営に関し、以下の点を踏まえつつ、対応していくことが求められること。

- －株主総会運営に係るQ&A(経済産業省、法務省:令和2年4月2日)を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにあらかじめ適切な措置を検討すること。
- －法令上、6月末に定時株主総会を開催することが求められているわけではなく、日程を後ろ倒しにすることは可能であること。
- －資金調達や経営判断を適時に行うために当初予定した時期に定時株主総会を開催する場合には、例えば、以下のような手続をとることも考えられること。

- ① 当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行(会社法317条)の決議を求める。当初の株主総会においては、取締役の選任等を決議するとともに、計算書類、監査報告等については、継続会において提供する旨の説明を行う。
- ② 企業及び監査法人においては、上記のとおり、安全確保に対する十分な配慮を行ったうえで決算業務、監査業務を遂行し、これらの業務が完了した後直ちに計算書類、監査報告等を株主に提供して株主に

よる検討の機会を確保するとともに、当初の株主総会の後合理的な期間内に継続会を開催する。

- ③ 継続会において、計算書類、監査報告等について十分な説明を尽くす。継続会の開催に際しても、必要に応じて開催通知を発送するなどして、株主に十分な周知を図る。
- 投資家においては、投資先企業の持続的成長に資するよう、平時にもまして、長期的な視点からの財務の健全性確保の必要性などに留意することが求められるとともに、各企業の決算や監査の実施に係る現下の窮状を踏まえ、上記の定時株主総会・継続会の取扱い等についての理解が求められること。

以上